魚沼地域振興局庁舎除排雪業務委託契約書

新潟県（以下「発注者」という。）と　○○○○（以下「受注者」という。）とは、新潟県魚沼地域振興局庁舎敷地内等における除排雪業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第１条　発注者は、新潟県魚沼地域振興局庁舎敷地内等の除排雪業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、誠実に業務を行うものとする。

２　業務内容は、別紙仕様書のとおりとする。

（委託期間）

第２条　業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約日から令和９年３月 31 日までとする。

（委託料）

第３条　業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、別紙単価表のとおりとする。

（契約保証金）

第４条　受注者は、契約締結と同時に、契約保証金として前条の委託料の額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額を発注者に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　契約保証金は、第 12 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

４　受注者は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、発注者に対し請求書によりその還付を請求するものとする。

５　発注者は、前項により受注者から適正な請求書を受理したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

６　第 10 条の定めにより契約が解除（発注者の責めに帰す理由の場合を除く。）され、又は受注者が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は発注者に帰属するものとする。

（権利の譲渡及び再委託の制限）

第５条　受注者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（損害の負担）

第６条　業務の実施について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

２　受注者は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（業務の監督）

第７条　発注者は、受注者の行う業務について立ち会い、必要な監督を行い、または必要な事項について指示することができる。

（業務報告及び検査）

第８条　受注者は、１回の作業が完了したときは、その都度発注者に報告し、検査を受けなければならない。

２　検査の結果、業務に不備があるときは、受注者は、発注者の指示により、業務の手直し又は補正を行うこととし、その終了後、再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第９条　受注者は、業務の成果が検査に合格したときは、各月ごとに委託料の支払請求書を発注者に提出するものとする。

２　支払請求時に、除雪業務の作業時間に端数が生じている場合は、端数の 30 分以上は１時間に換算し、30 分未満は切り捨てとする。

３　発注者は、前二項の定めにより、受注者の提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

（契約の解除）

第 10 条　発注者及び受注者は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、受注者の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

３　発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

(2) 正当な理由により受注者が発注者に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、受注者は、解除予定日の１か月前までに申し出なければならない。

(3) 発注者の委託方針が変更されたとき。

(4) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

４　発注者は、前項第 1 号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

５　発注者は、前各項の規定により契約を解除したことにより受注者に生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

第 11 条　発注者は、前条に定める場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに 該当する場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第 20 条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第 17 条の２又は第 20 条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場

合において、当該排除措置命令があったことを知った日から６箇月間又は当該排除措置命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から６箇月間又は当該課徴金納付命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 受注者が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑が確定したとき。

(5) 受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

２　発注者は、前条又は前項に定める場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

３　受注者は、前２項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第 12 条　受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

（費用の負担）

第 13 条　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（疑義等の決定）

第 14 条　この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者受注者協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自１通を保有する

令和８年　月　日

新潟県魚沼市大塚新田９１－４

発注者　新潟県

新潟県魚沼地域振興局長　石田　正雄

受託者住所

受注者　受託者名

代表者名

魚沼地域振興局庁舎除排雪業務委託仕様書

魚沼地域振興局除排雪業務委託契約書第１条に定める業務内容を次のとおりとする。

１　作業区域

(1) 庁舎敷地内における駐車場の除雪区域は、別紙図面に示すとおりとする。

(2) 駐車場以外の庁舎建物等に係る除雪区域については別途指示するものとする。

(3) 排雪作業は敷地内堆積場所から庁舎裏雪捨て場（空き地）への排雪とする。

（バックホウを堆積場所と雪捨て場に配置し、ダンプトラックに積み込み、下ろすことを想定）

２　作業実施要件

駐車場における作業区域において、積雪１０㎝以上の降雪があった場合に作業を行うものとし、その要否の判断は受注者が行う。

庁舎建物等に係る除雪作業及び排雪作業は、発注者の判断により受注者に作業を指示する。

排雪作業は１日単位で行うこととする。

３　作業日時

(1) 駐車場に係る作業は、原則として早朝に行うものとし、午前７時 30 分までに完了するものとする。ただし、早朝から実施する作業では午前７時 30 分までの完了が困難であると見込まれる場合には、前日からも作業を行うものとする。

(2) 前記以外の作業については、発注者の判断により受注者に作業を指示するので、受注者はその指示に従い作業を行うものとする。

(3) 排雪作業時間は、閉庁日の日中（８：００～１７：００）行うものとする。

４　作業報告及び検査

(1) 除雪作業

１回の作業が完了した都度、受注者は、指定様式による作業報告書と、実作業時間が確認できるタコメーターの記録等を発注者に提出し、検査を受けなければならない。

(2) 排雪作業

１回の作業が完了した都度、受注者は、指定様式による作業報告書及び作業記録写真を発注者に提出し、検査を受けなければならない。

(3) 検査の結果、業務に不備があるときは、受注者は、発注者の指示により、業務の手直し又は補正を行うこととし、その終了後、再検査を受けなければならない。

５　作業の安全確保

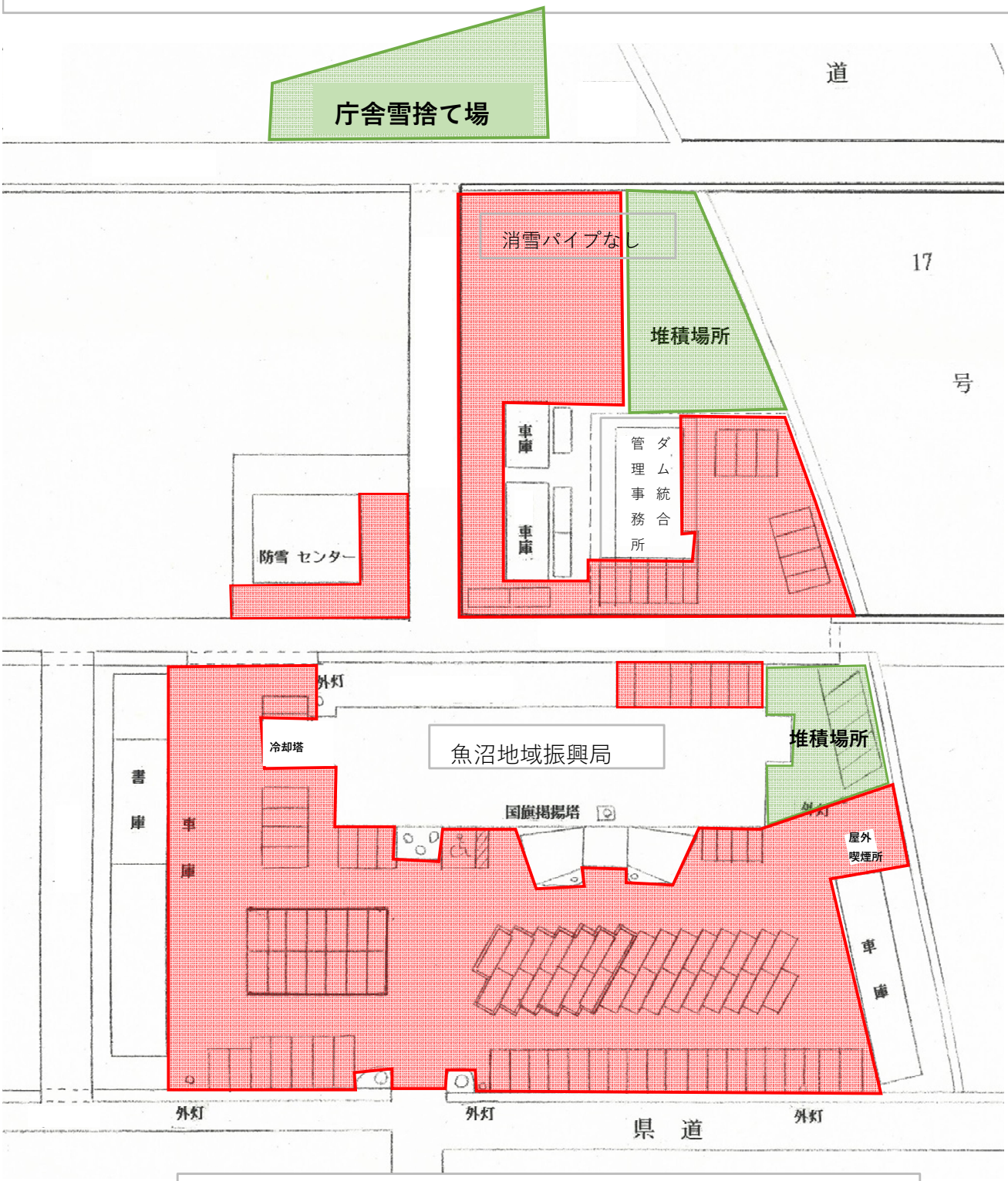
作業実施にあたり、受注者は安全確保のための措置をとること。

魚沼地域振興局庁舎除排雪業務委託単価表

（単位:円　税抜き）

作業	No.	名称	規格	時間帯	単価
構内除雪等	1	人力除雪	除雪作業員	日中作業 (8:00～17:00)	円/時間
				夜間作業(5:00～8:00、 17:00～22:00)	円/時間
	2	機械除雪	スノーローダ0.4㎥級以上 1台	日中作業 (8:00～17:00)	円/時間
				夜間作業(5:00～8:00、 17:00～22:00)	円/時間
				深夜作業 (22:00～5:00)	円/時間
	3	機械除雪	自動車1,500cc以下 1台	日中作業 (8:00～17:00)	円/時間
				夜間作業(5:00～8:00、 17:00～22:00)	円/時間
排雪	1	機械除雪 (堆積場所用)	バックホウ0.45㎥級以上 1台	日中作業 (8:00～17:00)	円/日
	2	機械除雪 (庁舎雪捨て場用)	バックホウ0.45㎥級以上 1台	日中作業 (8:00～17:00)	円/日
	3	ダンプトラック	10t 1台	日中作業 (8:00～17:00)	円/日
	4	重機回送費	片道1回バックホウ 2台分	日中作業 (8:00～17:00)	円/回
	5	安全確保作業	交通誘導員等	日中作業 (8:00～17:00)	円/日

魚沼地域振興局庁舎除排雪業務委託　駐車場除雪区域　排雪区域



除雪作業区域

【消雪パイプ設置箇所】

庁舎正面駐車場全体、

除雪センター駐車場、ダム管理事務所駐車場、北側車庫棟前面

（様式）

除 雪 作 業 報 告 書

令和　　年　　月　　日

新潟県魚沼地域振興局長　様

住所
氏名
担当者　　連絡先

魚沼地域振興局庁舎の除雪作業が終了したので報告します。

実施日	令和　　年　　月　　日（　　曜日）
除雪作業内容	魚沼地域振興局庁舎の人力除排雪 開始時刻　　時　　分 終了時刻　　時　　分 作業内容 魚沼地域振興局庁舎敷地内の堆積雪をスノーダンプ等の使用により人力で除雪を行った。 従事作業員氏名 計　　名

（様式）

除 雪 作 業 報 告 書

令和　　年　　月　　日

新潟県魚沼地域振興局長　様

住所
氏名
担当者　　連絡先

魚沼地域振興局庁舎の除雪作業が終了したので報告します。

実施日	令和　　年　　月　　日（　　曜日）
除雪作業内容	魚沼地域振興局庁舎の機械除雪 開始時刻　　時　　分 終了時刻　　時　　分 作業内容 魚沼地域振興局庁舎敷地内の堆積雪をスノーローダ等の使用により除雪を行った。 使用機械及び除雪作業時間

使用機械	開始時刻	終了時刻
スノーローダ（0.4 m^3級以上）　①	時　分	時　分
②	時　分	時　分
自動車（1,500ＣＣ以下）	時　分	時　分

排 雪 作 業 報 告 書

令和　　年　　月　　日

新潟県魚沼地域振興局長　様

住所
氏名

担当者　　連絡先

魚沼地域振興局庁舎の排雪作業が終了したので報告します。

実施日	令和　　年　　月　　日（　　曜日）～令和　　年　　月　　日（　　曜日）
排雪作業内容	排雪作業時間 開始時刻　　時　　分 終了時刻　　時　　分 使用機械

使用機械	数量	単位

安全確保作業
交通誘導員　　人（延べ人数）